

# 監 査 制 度

---

# 監査委員制度の概要

## 1 選任方法等

監査委員は、議会の同意を得た上で普通地方公共団体の長が任命。（§196①）

	定数（§195②）	内訳（§196①）
都道府県 人口25万以上の市	4人※ <sub>1</sub>	議員1人の場合は、識見を有する者3人※ <sub>2</sub> 議員2人の場合は、識見を有する者2人※ <sub>2</sub>
市町村	2人※ <sub>1</sub>	議員1人、識見を有する者1人※ <sub>2</sub>

※<sub>1</sub> 識見を有する者から選任される委員は条例で増加することができる。（§195②）

※<sub>2</sub> 識見を有する者から選任される委員が2人以上である場合、そのうち当該普通地方公共団体の常勤の職であった者は1人以下でなければならない。【いわゆるOB制限】（§196②）

※<sub>3</sub> 任期 識見：4年、議選：議員の任期（§197）

## 2 解任方法

### ○ 罷免（§197の2）

普通地方公共団体の長は、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開催した上で、議会の同意を得て、監査委員を罷免することができる。

- ・ 監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき
- ・ 監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるとき

### ○ 退職（§198）

監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

## 4 服務等

- 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。（§198の3①）
- 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。（§198の3②）

## 5 代表監査委員（法 § 199の3）

- 識見を有する者から選任される監査委員の1人を代表監査委員としなければならない。
- 代表監査委員は、監査委員に関する庶務等の事務を処理する。

## 6 監査委員事務局（法 § 200）

- 都道府県の監査委員に事務局を置く。
- 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

## 7 監査の範囲・権限等

- 監査委員は、以下の監査等を行う。
- 監査のため必要があると認めるときは、関係人への調査・出頭要請・帳簿等の提出要請、学識経験者からの意見聴取が可能。（§ 199⑧）

### 監査委員が必ず行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（年1回以上）（定期監査）（§ 199①④）
- ・ 決算審査（§ 233②）
- ・ 例月出納検査（§ 235の2①）
- ・ 基金の運用状況の審査（§ 241⑤）
- ・ 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律 § 3①（平成20年4月1日施行））

### 監査委員が任意に、又は長等の請求により行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（必要がある場合）（随時監査）（§ 199①⑤）
- ・ 地方公共団体の事務の執行に係る監査（必要がある場合）（行政監査）（§ 199②）
- ・ 財政援助団体等の監査（必要がある場合又は長の請求）（§ 199⑦）
- ・ 指定金融機関等の監査（長・公営企業管理者からの請求）（§ 235の2②、地方公営企業法 § 27の2①）
- ・ 事務監査請求による監査（住民・議会・長からの請求）（§ 75・98・199⑥）
- ・ 住民監査請求による監査（住民からの請求）（§ 242）
- ・ 職員による現金・物品等の損害事実の有無の監査等（長からの請求）（§ 243の2③）

# 外部監査制度の概要

## 1 外部監査契約の締結（§ 252の36①等）

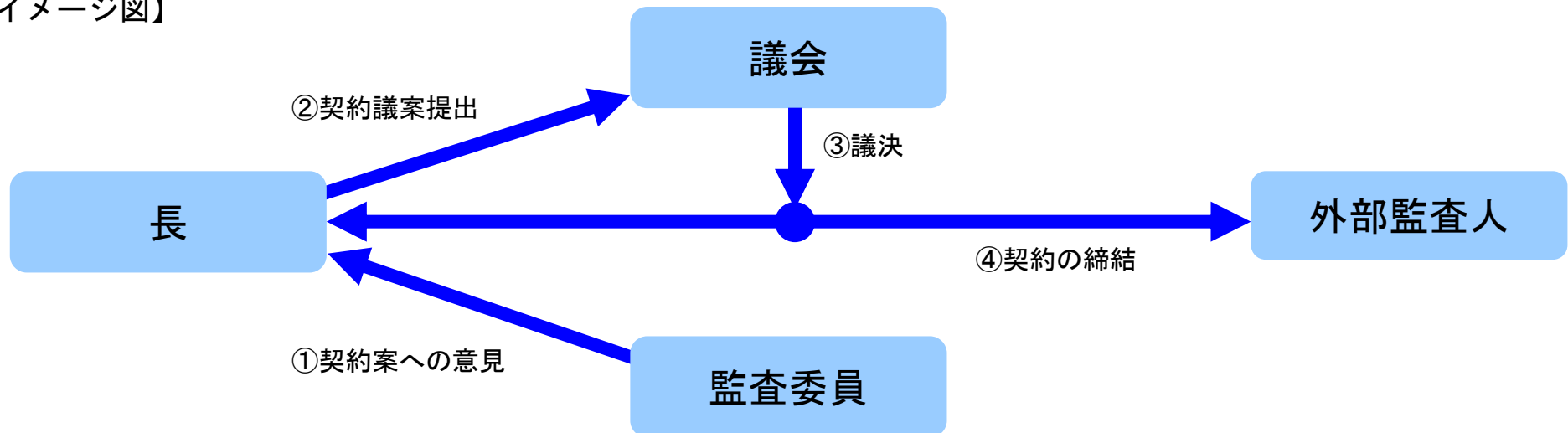
### 【包括外部監査契約】

- 都道府県・指定都市・中核市の長は、毎会計年度、包括外部監査契約を速やかに一の者と締結。
- ※ 連続して4回、同一の者と契約を締結してはならない。
- 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

### 【個別外部監査契約】

- 条例により個別外部監査を行うこととした地方公共団体で、住民・議会・長から監査委員の監査に代えて外部監査人による監査の要求があった場合、個別外部監査契約を一の者と締結。
- 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

### 【イメージ図】



## 2 外部監査契約を締結できる者（§ 252の28①②）

地方公共団体が財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次に該当するもの

- 弁護士
- 公認会計士
- 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者で、監査に関する実務に精通しているもの
- 税理士

## 3 外部監査契約の解除（§ 252の35）

- 上記の資格要件に該当しなくなったとき等は、外部監査契約を解除しなければならない。
- 外部監査人が①心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めるとき、②外部監査人に法令・外部監査契約に違反する行為があると認めるとき、③その他外部監査人と外部監査契約を締結していることが著しく不相当と認めるときは、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得た上で、外部監査契約を解除できる。

## 4 外部監査人の義務等

- 外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実に監査を実施（§ 252の31①）
- 常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査を実施（§ 252の31②）
- 特定事件についての監査の制限（§ 252の29）
- 守秘義務・みなし公務員（§ 252の31③～⑤）

## 5 外部監査人の監査の事務の補助（§ 252の32）

- 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。
- 外部監査人は、外部監査人補助者を監督しなければならない。

## 6 外部監査人と普通地方公共団体との関係

- 外部監査人と監査委員とは、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。（§ 252の30①②）
- 議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。（§ 252の33①）
- 議会は、外部監査人の説明を求め、又は外部監査人に対して意見を述べるることができる。（§ 252の34）

## 7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく個別外部監査

- 地方公共団体の長は、健全化判断比率<sup>※1</sup>のうちのいずれかが早期健全化基準<sup>※2</sup>以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。（平成21年4月1日施行）

※1 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

※2 早期健全化基準

財政健全化計画の策定・公表を行うこと等により、財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ること）を図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて政令で定める数値